

日本臨床心理士養成 大学院協議会報

The Japanese Association for Graduate Programs in Clinical Psychology

第10号

2009年（平成21年）
9月30日

第6巻第1号

巻頭言：臨床心理士養成13年目に思うこと 1
指定校の現状(教員と在學生、入試)について 3
理事雑感 4
第1回研究助成事業報告 6
臨床心理士養成校紹介(東北大学大学院) 9
ホームページが開設されました 10
第9回大会年次総会 12

巻頭言 臨床心理士養成13年目に思うこと

財団法人日本臨床心理士資格認定協会 専務理事 大塚義孝

臨床心理士養成に関する指定大学院が誕生して13年目になろうとしている。専門職大学院5校も加えて162校になる。平成8（1996）年に、当時の九州大学大学院人間環境学研究科人間共生システム専攻心理臨床学コース等10校（国立2、公立1、私立7校）を初代(?)1種指定校として承認し、その進展のプロセスが始まったが、今日これら162校のプロフィールを知るにつけ、草創期の未分化性や関係者のご苦勞を承知するにつけ、今日の發展像は想像を凌駕して余りあるものがある。

しかしまた、それだけに臨床心理学担当の先生方の世代交代の時期に及んでの近接領域の先生方や、関係機関の人々とのかかわりで、謙虚さを欠く憾み^{うら}が決してあってはならないことを痛感する昨今である。

苦勞した親父たちが据え膳をばやく息子たちに苦言を呈しているのではない。心理臨床の實踐活動と教育訓練行為のダイナミズムは、一時^{ひととき}たりとも関係者相互の理解と協働を欠いては成り立たないからである。後期高齢者のほやきはこれくらいにして、本論を進めたい。

*

財団法人日本臨床心理士資格認定協会の役割は、有能な臨床心理士をどう適切に認定して社会に送り出すかにある。また、そのことを制度的に保証する養成システム、つまり指定大学院や専門職大学院の専門教育力を充實發展していただくための専門応援力をいかに向上するかにあると認識している。

認定協会の継続的に実施している3年毎の実地

視察や6年毎の指定継続申請書類等の審査、評価、助言の作業は、関係者の秘めた無償の営みというといささかオーバーになりかねないが、専門的応援力の内実である。この延長線上に今回、臨床心理士養成に関する専門職大学院の認証評価機構（委員会）を認定協会内に創設することが、学校教育法第110条の規定に基づき、近く（平成21（2009）年9月上旬予定）文部科学大臣より許認可されることになっている。本協議会にとっても不可分の関係を有する、さまざまなテーマを投げかけ、情報を密に、関係大学院の発展に資したいものである。この事業に一貫してご尽力いただいたのは、認定協会の上里一郎常任理事（本協議会顧問）であることを付言しておきたい。いずれにしろ、この評価機構（委員会）の創設認可は、いわば臨床心理士の専門職教育が国の法律で認められたことを意味するもので、この意義は計り知れないものがある。

一方、こうした組織の意義とは別に、指定大学院や専門職大学院の院生指導に資する先生方の心理臨床研究の実績を積み上げることも大切である。皆藤事務局長を中心に、この協議会の関係指定大学院、専門職大学院の先生方の共同研究を助成していくことが計画され、平成21（2009）年度より実施されることになった。おそらく本号に、この第1回助成対象校が公示されるとうかがっているが、本認定協会としても、実質的な指定大学院等への応援力の具体化の一環として、当該年度毎に500万円を限度に今後助成させていただくことになった。本紙の読者である先生方の臨床心理士養成にご尽力いただく優秀な共同研究の果実がもたらされることを期待して止まないものである。

*

臨床心理士の養成に資する指定大学院や専門職大学院は、いわば臨床心理士の入口に関する諸機能の展開を旨としている。しかし、この重要な教育機能の充実・発展も、出口としての院修了生の

就労の場が確実に、かつ物心両面にわたり妥当な豊かさを保障されることが求められる。じつは、指定大学院の死命を制するものは、この出口の課題としていかに臨床心理士資格取得者に専門職性の具現と経済的保障を担保するかにあるといえよう。

今日、臨床心理士がまがりなりにも、その出口の象徴として、公立中学校等のスクールカウンセラー任用制度が文部科学省のバックアップで実現したことはひとつの快挙といえよう。しかし、これだけでは限られている。

医療界、産業労働界、法務業界等々に、いかにして臨床心理士の有用性、専門性が具体化されるか……。臨床心理士の汎用機能性から求められる領域にあらためて注目したいものである。積年の構想である“心の健康保険制度”の具体化から出口論の展開を試みる方向性もあるが、この件は機会をあらためたいと思うが、たとえば厚生労働省の所轄する国家資格、歯科医師養成の全国17歯学部では今年度、6割（11校）で入学定員割れを来し、年収300万円を割る業界実態は大問題という（読売：4月18日朝刊）。

他山の石というには、あまりにも深刻な現実である。院生集めは、真摯な社会の求める専門性を担保するバランスのとれた経済システムがどう機能するか……。心したいものである。

この話とは直結するものではないが、この出口論のいささかの寄与として平成22（2010）年4月より認定協会は創立20周年記念事業の一環として、私立学校（小、中、高）を対象にスクールカウンセラーを雇用する学校に、文部科学省モデル（1日4時間・週2日、年間280時間、1時間5,500円）に準じて、5年間を目途に4億円近くを投入し臨床心理士を支援することになった。詳細は臨床心理士有資格者全員（18,905人）に本年8月10日前後に郵送配布した「臨床心理士報」第37号11～13頁を参照されたい。

指定校の現状（教員と在学生、入試）について

日本臨床心理士養成大学院協議会 顧問 上里一郎
 (財団法人日本臨床心理士資格認定協会 常任理事)

財団法人日本臨床心理士資格認定協会では、指定校の現状を把握するために、平成21年5月1日現在の教員数、在学生数、入試の状況について調査を行った。調査対象は、1種校137、2種校20、合計157校で、回収数は150校であった。その結果の概要を紹介する。

I. 教員数について

専任教員数の平均は1種校で8.4人、最大は16人で最少は4人であった。2種校では、それぞれ7.1人、20人、3人。臨床心理士の資格を有する専任教員は、1種校で最大15人、最少3人、2種校では14人、3人であった。これから、①臨床心理士が不足する大学院が13校ある。②1種校のうち教授の数が2人未満の大学院が6校ある。③専任教員の数に大きな偏りがあり、学生数を考慮しても教育のレベルにも格差があることが推測される。

II. 入学試験について（平成21年度入学生募集）

志願者数平均は1種校45.4人、2種校23.7人、志願者の最多は178人（1種）、85人（2種）、最少は10人と8人である。競争率は1種校3.1倍、2種校2.5倍。最高は10.9倍、4.6倍となっている。最低は1.2倍、1.3倍である。競争率2倍以下の大学院は、1種で25校、2種10校。これから、①志願者数に大きな開きがあり、10倍を超える大学院もあるが、定員以下の志願者しかいない学校もある。②競争率が2倍以下が35校（23.3%）もあり、これでは選考の余地はなく、臨床心理士として適性な学生を選抜することは困難であろう。③おそらく受験生には、大学院間のヒエラルキーが出来上がっていることであろう。とすれば、入学辞退者の追跡調査のデータなどを収集して、入学者の確保策を真剣に検討する必要がある。

III. 在学生について

在学生数は、1種校では最多97人（教員1人当

たり10.8人）、最少6人、2種校では最多49人（教員1人当たり5.4人）、最少6人である。留学生は最多が13人（1種）、7人（2種）であるが、56.2%（1種）、65%（2種）の大学院には留学生はいない。

心理学以外の学部卒業生は、最多で在学生97人中83人（85.6%）であり、かなりの大学院が相当数の学生を受け入れている。①概して1種校に在学生在が多く、教員1人当たりの学生数が多くなっている。これに対して2種校は、在学生も少なく指導する学生の数も少ない。②留学生の数は少ないが、受け入れる大学院が増えている。しかし、受け入れ態勢が不十分なところも、少なくない。③心理学以外の学科の卒業生が相当数いる大学院がかなりある。ほとんどが基礎教育の不足を学部の授業の受講で補おうとしている。いつまでもこのような対応でよいのか。該当者が多いところでは、特別のクラスを編成するなどの計画的な教育を行う必要があるのではないか。院生の基礎知識や技能に大きな格差があると、大学院の授業のレベルが低下する恐れがある。

IV. まとめと提言

①協会の定める指定基準を満たしていない大学院は、早急に整備を進めてほしい。不備のままだと、院生に対して教育責任を果たすことができないことになる。②大学院間の格差が大きくなっており、しかもそれが定着している感がある。各大学院が独自性を明確にし、質の向上を図らないと、前途が不安定になりかねない。③各大学院が高度専門職業人を養成するために、到達目標を定め、真摯に努力することが求められる。現状では理想とは遥かに遠いところにある大学院があるのではないか。④協会も大学院と協力して質の向上に努力したい。

理事雑感

臨大協の理事になって思うこと

新潟青陵大学大学院 橘 玲子

地方の小さな看護福祉系の大学に臨床心理学研究科だけの大学院ができてから、今年で4年目を迎えました。臨床心理士を目指して入学した院生は、学修が講義、演習、実習とぎっしり詰まっているので、時間的にも内容的にもこのように厳しいことを予想していなかったと言います。さらに多くの院生は、アルバイトができなくて経済的に苦しいと言いますので、教員は専門書の購入にも気を使うことがあります。それでもけなげに頑張る学生たちになんとか臨床心理士の試験に合格して欲しいと願いますし、何よりも仕事先が見つかるように、専門職としての自負を持って日々努力をして欲しいと、願わずにはられません。

臨大協（日本臨床心理士養成大学院協議会）は心理臨床学会と臨床心理士会と資格認定協会と深くかかわりながら、日本の臨床心理士の専門性を認定資格として向上し維持していくことの一翼を担っていることと理解しています。理事になってまだ1年と少ししかたっていませんので、臨大協に参加している指定大学院全体の動きを把握できているとは申せません。しかし小さな地方の指定大学院にいる院生たちが必死になって臨床心理士を目指している姿を見ると、この4団体によって希望が見えるような方向を院生にも教員にも示されることが重要なのではないかと思っています。それにしても、わずか20年足らずで4つの団体によって心理臨床活動を支えるシステムができたことに、改めて先輩たちのすごいエネルギーを感じ

ました。数年前まで、個人的には学会の理事として全国の院生集會に携わってきましたが、臨大協の理事になってみますと視点が随分広がったように思います。一言で言えば臨床心理士のライフサイクル、臨床心理士の未来に深くかかわっているということでしょうか。

心理臨床活動を支える4つの団体における役割はそれぞれ異なっているのは当然でしょうが、指定大学院の数も160校余りになり、臨床心理士もたくさん生まれ、心理臨床学会の会員数も多くなってくると4団体の連携をどのように作っていくのか、将来を見据えて考えなければならないように思います。とはいっても、日常の大学院教育に追われ、臨床心理センターの臨床やスーパーヴィジョンで多忙になると、教員として学生に使命感を持って接することは優しいことではありません。ましてや自分のことのように臨床心理士の今後を考えて活動するのは時におっくうになって、他人任せになって、関心を持たなくなることもあります。専門職としての臨床心理士を育てる大学院教育に携わる者として、安易に流されてきたことを理事になって反省しています。自分のことを考えると、教員の自覚を喚起するのも臨大協の大きな役割かもしれません。このような言い方は何だか青臭くて恥ずかしいのですが、学生たちに未来を託す者として自覚をしようと思っるところです。

理事雑感

養成大学院協議会について考えること

大阪府立大学大学院 川原稔久

2008（平成20）年に実施された本協議会のアンケート結果（会報第9号2009年3月）では、養成大学院およびそのスタッフが抱える問題や関心は、カリキュラム・教育方法・学内外実習・相談室・資格問題・就職進路問題に集中している。また本協議会への要望では、情報提供・学びの場・大学院間の連携・地域ごとの大学院交流への期待が寄せられている。また、本協議会の目的や姿勢を明確にすることや臨床教育の基準作りを求める意見も重要であると感じた。それらの問題意識や課題はまさに「養成」「大学院」「協議会」というキーワードに重ねて考えることができると考える。それらのことを踏まえて、突飛な発想であるが、考えることを書いてみたい。

「養成」の原点は人が育つことにあるし、心理臨床の営みも大学院生の教育も人が育つことに原点がある。われわれの原点に人が育つことを据えようと、われわれに必要な基本姿勢は、人が生きることや命が育つことに関わるものであることが見えてくる。そこで根本的に問われているのは、われわれの意識や姿勢であって、われわれがどのように生きようとしているのか、育とうとしているのかということではないかと考える。臨床に集中し向き合うわれわれの姿勢や意識はそのまま研究と教育に通じるものでありたいと願う。

その研究と教育を高度な専門性で実現する組織が「大学院」である。大学院にはその専門性を公

に保証する高邁な理念精神がある。それは教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーという形でも社会に向けて高く謳われている。さらに規程ということで言えば、学則という全学規程レベルから、たとえば研究倫理規程、心理相談に関する規程、相談料金に関する規程、相談室運営委員会に関する規程や、さらに運営の具体にかかる内規レベルのものまで、さまざまなものがある。これらは高く掲げた理念精神が整合的に貫かれたものであり、その具体的な実現を示すものである。したがってこれら諸規程を検討し作り上げる作業には、われわれの意識や姿勢を突き合せ、問い合い、練り上げる過程が必然的に伴うし、それら諸規程はわれわれの意識と姿勢を映し出していると考え

そうした大学院のスタッフが集まる「協議会」は、個々の人間や組織の姿勢と意識が持ち寄られ練り上げられる場になればよいと願う。やはり「他のところはどうか?」「うちのやり方はどうか?」「全国の基準やモデルはどうか?」が気になる。そうした個々の事情を持ち寄り突き合わせるには、地域レベルで大学院が寄り合う形の連携も必要だと考えるし、何よりコミュニケーションが重要であろう。各大学院が抱えている問題を主訴とする「大学院」事例研究のようなことになれば学びになると考える。

第1回研究助成事業報告

日本臨床心理士養成大学院協議会 事務局長
(京都大学大学院)

皆藤 章

概要

平成21年度から研究助成事業が始まりました。第1回の本年は、平成20年4月21日に制定された「研究助成事業に関する内規」および「研究助成事業に関する運用規程」（会報9号掲載）に従い、理事会において5人の審査委員を選出、また研究課題を決定しました。選出された審査委員は全員が審査委員を受諾されました。この5人の審査委員によって審査委員会が設置され、「研究助成応募要領」が公表されました。この応募要領は会員校に郵送されるとともに、当協議会のホームページにも掲載され、申請書等はホームページからダウンロードするという、近年の科研などと同様の応募スタイルが採用されました。このような公表および応募スタイルは特段の問題もなくスムーズに運びましたが、今後の検討課題として周知期間の問題があったように思われます。「研究助成事業に関する運用規程」では、第2条に「研究助成事業への公募時期と期間は、6月1日から6月30日までとする」とあり、この条文の日程と理事会日程にズレが生じ、周知期間が数日短くなったということがありました。致し方のないこととはいえ、今後、可能な限り改善していきたいと思っています。また、会員校におかれましては、毎年度、6月には研究助成事業応募要領が公表されることを、どうかご承知おきください。

日本臨床心理士養成大学院協議会（以下、「臨大協」）による研究助成事業の特色は、個人ではなく会員校による応募であるということです。臨床心理士を養成するということは、社会的要請の強いことでありながら、質の高い臨床心理士の養成にはさまざまな創意工夫が必要となってくるように思われます。この点、会員校におかれましては、

臨床心理士養成に関わるさまざまな検討事項を抱えているのではないかと推察いたします。臨大協ではこうした点に鑑み、平成20（2008）年9月26日に開催された第8回年次総会での承認を経て、臨床心理士の養成と臨大協における研究振興を目的として研究助成を行うにいたったという経緯があります。さらに質の高い臨床心理士の養成に向けて、臨大協は会員校が抱える検討事項に少しでも助成ができればと考えております。以上のような経緯から、会員校単位での応募というスタイルが採用されています。

さて、研究助成事業では助成対象の研究として次の2点の内容を求めました。①臨床心理士養成に関する会員校カリキュラムの質的向上に資する研究、②臨床心理士養成に関する会員校間連携の発展性に資する研究。この2点を助成対象の研究内容として、2つの区分で研究課題を応募しました。2つの区分とは、「A：特別課題研究」と「B：研究助成」です。これらには、助成金の額がAでは1件300万円を限度とし研究期間が1～2年であるのに対し、Bでは1件150万円を限度とし研究期間が1年であるという違いがあります。また、Aでは研究課題が明示されており、助成は1件であること、Bでは研究課題は明示されておらず、助成は5件以内であることという点も異なります。研究課題につきましては、本年度は「臨床心理士が備えるべき専門義務」としました。臨床心理士が備えるべき専門義務として、日本臨床心理士資格認定協会は、「倫理、知識、研修、交流」の4点を明示しています。少しでも多くの創造的な研究応募が可能となるように、研究課題をかなり幅の広い内容に設定しました。この研究課題につきましては、「専門義務」という表現に分かり

にくさがあったようにも感じられますが、広くご理解をいただいたと判断しております。

審査経過

先に述べました研究課題について理事会の承認を得て、審査委員会が設置され、会員校から研究課題を公募しました。

事務局長としまして、審査委員会からの報告を受け、理事会の議を経て承認された事項につき、以下にご報告いたします。

審査委員会では「研究助成事業に関する内規」第5条第1項により審査委員長を選出しました。その後、審査ルールを作成・合意し、応募のあった研究課題を複数の審査委員で審査するという手順で審査を進めてまいりました。審査は以下の点を遵守し、厳正に行われました。①一つの応募について複数の審査委員が審査を行う。②審査は、応募校および代表者（申請者）名を伏せて行う。③審査委員は、利害関係のある応募校および代表者（申請者）が申請した研究課題の審査を行わない（審査する研究課題の振り分けは、審査委員長の指示を受けて事前に事務局にて行う）。④審査の途中で利害関係のある応募であることが明らかになったときは、ただちに審査を中止し審査委員長および事務局にその旨を報告する。⑤一つの申請校に、「A：特別課題研究」と「B：研究助成」の両方にまたがった助成は行わない。またがった場合は審査委員会において検討するが、「A：特別課題研究」を優先することを原則とする。

以上を遵守し、審査結果を審査委員会全員で、助成目的に合致する研究であるかどうか、研究課題に即応した研究であるかどうか、予算の支出内訳は妥当かどうか、などをも含めて徹底的に討論されました。審査委員の先生方には多大なご尽力を賜りましたことを、ここに記して御礼申し上げます。

審査結果

以上により、審査委員会は平成21（2009）年度研究助成対象校（案）を決定し、理事会に附議しました。そして、平成21（2009）年8月7日に開催された理事会において、最終的に以下のとおり助成対象校などを決定いたしました。以下、助成対象校名とその概要を報告いたします（なお、申請校名は応募書類のとおり記載しました）。

〈A：特別課題研究〉1件

申請校：京都大学大学院教育学研究科

代表者：高橋靖恵

研究テーマ：臨床心理士養成大学院合同事例検討会における相互研修の検討—各大学の伝統を生かし、未来へつなぐ方法論への模索—

研究期間：2年間

助成額：210万円

〈B：研究助成〉5件

申請校：筑波大学

代表者：小川俊樹

研究テーマ：心理臨床に必要な心理査定教育に関する調査研究

助成額：105万円

申請校：帝塚山大学大学院人文科学研究科臨床社会心理学専攻臨床心理学専修

代表者：森下高治

研究テーマ：大学院間連携による産業領域の臨床心理士養成の質的向上に関する研究

共同研究校：関西福祉科学大学大学院社会福祉学
研究科心理臨床学専攻／帝塚山学院大学大学院
人間科学研究科臨床心理学専攻

助成額：105万円

申請校：名古屋大学大学院

代表者：森田美弥子

研究テーマ：名古屋大学心理発達相談室における
地域貢献の質的変遷に関する研究—地域貢献お

よび臨床心理士養成における大学間連携の基盤構築—

助成額：105万円

申請校：東亜大学大学院

代表者：松村人志

研究テーマ：臨床心理士養成における有効な臨床カンファレンスの探索的研究—全国調査ならびにアクションリサーチによる継続的研究—

助成額：80万円

申請校：静岡大学大学院人文社会科学研究所臨床人間科学専攻臨床心理学コース

代表者：笠井仁

研究テーマ：臨床心理士の倫理的・法的対応力の育成プログラムの構築

助成額：70万円

総 評

当協議会では初めての研究助成事業であったためか、数件の問い合わせがありました。それらはいずれも、この事業の特徴を反映していたと言えます。とくに、個人ではなく会員校において申請するというシステムは当協議会の特徴だと思います。予算についての質問が多くありましたが、以上のことから助成された場合の予算は申請校に交付されることになります。ただ、予算管理システムは大学院においていくらかの相違は

あるとしても原則的には科研などと同様と考えています。そして、研究代表者が研究費支出計画に則って予算を使用することも同様です。共同研究校の予算使用については、研究代表者の了承と研究費支出計画に則って行われることになります。

研究費支出計画の支出内訳について、審査委員会から報告されたことのなかに、研究内容と支出内訳が合致しないことが挙げられます。たとえば、「器具・備品費」にパソコンを記載していた申請校が非常に多かったのですが、研究内容からしてパソコンの必要性は認められないという場合が多々ありました。一例を挙げましたが、今後、適切な研究費支出計画を立てて申請されることが望まれます。

さて、第9回年次総会において助成対象校が公表されます。また、助成金は平成21（2009）年10月に交付されます。助成対象校におかれましては、研究成果の公表が義務づけられています。臨床心理士養成にとって意義深い研究成果を期待しますとともに、「研究助成応募要領」の「10.研究成果の報告等」および「研究助成事業に関する運用規程」第5条に従い、研究成果の公表と研究報告書の提出を遺漏なく行ってください。

最後になりましたが、当協議会の研究助成事業に関し、財団法人日本臨床心理士資格認定協会から賛助金を頂きましたことを記しておきます。

臨床心理士養成校紹介

2年間で複数の事例を担当させるために ～東北大学の工夫

東北大学大学院 長谷川啓三

はじめに

本稿が新しいご企画の最初のひとつになるとお聞きしました。そこで本学の指導体制や教員の紹介は別稿に譲り、本稿では、本協議会で、よく話題に出ることのうち、2年間で院生に複数の実際事例を担当させる方法について報告をさせていただきます。

これについては各指定大学院とも工夫をされていますが、なかなか難しいこともあると思います。それは、かなりの実力を蓄えた院生でも、すべてを任せるのは難しいと思える重篤な事例が、大学相談室でも増えているのが一因と考えております。さて、この問題について、筆者が属する東北大学大学院の臨床心理研究コースの場合を紹介させていただきます。

1 訓練モデルとしてのチーム面接

東北大学では家族療法の訓練モデルを最初から採用しています。家族療法は米国で50年前に生まれましたが、2人のセラピストが面接室に入り、それを5、6人の成員で支えるチームアプローチが基本です。面接室の2人のセラピストは来談家族に合せて男女で組むことも多いものです。ご夫婦で来談されることも多いからです。来談家族には、チームアプローチの許可を、必ず書面でいただきます。

このような面接構造は、実習訓練をする側から言うと、いくつかの点で有利なことがあります。まず、一つのケースで複数の学生が、その実際に体験できることです。認定協会の基準は、主たる面接者として2年間に3、4件の実際事例を体験させるということですが、「実際事例」という点は容易に満たせます。「主たる面接者」という点では2人に同時に面接者としての体験をさせるこ

とができます。ご存知の方には、2人のうちの1人が主で他が副の面接者ではないかという疑問を持たれるかもしれませんが、筆者らの面接訓練の経験では、むしろ副の面接者に、より経験の多い者を置くほうが良いことを多く体験しています。つまり主、副は共に認定協会の基本ラインを実質的には満たしていると思えます。他に可能な限り、個人療法による面接の機会も持ちます。チームには、毎回、教員がスーパーヴァイザーとして入ります。これをライブスーパーヴィジョンと呼んでいます。これを家族療法では標準の監督形態です。「実地監督訓練」と呼ぶこともあります。

特に重要と思われる利点は、家族の心理療法の要になる「介入案」の提案がチーム全体の仕事になるので、面接者の心理的な負担感を軽減できることです。それも筆者らの経験では4、5回目の面接の段階で、院生だけで家族に提案すべき介入案を作ることができるようになります。ここまでくると教員の負担感はかなり低くなってきます。

2 院生のみでの面接を監督する

来談者にある「学生のみでは不安である」という潜在する心理を払拭する意味でも、上記のチームアプローチは有効な面を持ちます。たとえば「チームには教授が入っています」という情報だけで、たいていは不安感を軽減することを、その場で確認できることが多いからです。

東北大学では、上記の意味で、最初から院生だけで面接をさせていますが、近年は、スーパーヴィジョンさえ、自分たちだけでする試みもやっているようです。つまりコ・スーパーヴィジョンですが、家族リフレクション法を応用したもので、効果の検証もされています（三澤文紀他「家族療法を応用したスクールカウンセリングとケースコ

ンサルテーション」、村山正治・滝口俊子編『事例に学ぶスクールカウンセリングの実際』創元社所収)。

いまひとつ学生だけで面接を進めてもらうために重要なことは、面接契約の最初に、面接は博士課程前期の「院生が中心である」ことを来談者に確認することです。東北大学では相談室の案内パンフレットと予約の電話の段階で、その確認をしています。教員の監督下にあることは口頭で伝えますが、実際の面接者については、明確に、院生であることを伝えて面接契約とします。

3 いくつかの問題と展望

このような方法の遂行上の問題は、面接にあたる院生や来談者との間よりも、実は面接技法が異

なる教員間で起きるようです。家族療法がやや指示的な側面を持つことも一因のようです。この点は、『臨床心理学全書』（誠信書房）に示されてもいる、非指示、指示の表面的な対立ではなく、個人や家族の持つ「自己治癒性」をいかに引き出すかの違いにすぎなく、多様な方法の有効性を、実際の面接場面で粘り強く確認していくのが道と考えています。

筆者は、本学に臨床心理学の専門講座を設置するべく約15年前に戻り、赴任いたしました。最近、本学のこのコースを巣立って行った諸君が教員として戻ってきて、賑やかさを増しました。筆者としては本誌の頁をお借りして、その間の小史を振り返っておく機会ともさせていただきました。

本協議会ホームページが開設されました。

前号でお知らせしましたように、今年の春、「日本臨床心理士養成大学院協議会ホームページ」が開設されました。ご覧いただけましたでしょうか (URL <http://www.jagpcp.jp/>)。

ここであらためてご紹介させていただくと、内容は次のようになっています。

*

本協議会について：本協議会の設立趣旨（「臨床心理士の的確な養成に資するための充実した大学院の創成・発展に寄与する」）にはじまる、本協議会の紹介文が書かれています。

会長メッセージ：石川啓会長による、臨床心理士を志す人たちに対するメッセージが綴られています。大学院選択に際する具体的指針にまで言及され、ステレオタイプな甘言ではない、後進に対する厳しくも優しい激励で締めくくられています。ぜひご一読ください。

会員校一覧：これがホームページの大きな目玉のひとつと言えるでしょう。日本地図をクリックす

ればどの地域にどのような養成大学院があるかが直ちにわかるように工夫されており、そのまま各校のオフィシャルホームページにアクセスできる形になっています。このように、指定大学院に関心を持つユーザーが、簡単に各会員校の地域の特徴や教育目標、具体的な入試情報などを閲覧できる機会を提供しています。当事者である会員校の相互理解という点でも、有益な情報源になっています。平成21年7月現在、会員校全162校中119校からリンク許可をいただいております。まだリンクされていない会員校におかれましては、あらためてこのページをご覧いただき、リンク許可をご検討いただければと思います。

お知らせ：新たに始まった研究助成についてなど、会員校に向けての新しい情報がここに随時アップされます。研究助成については、その応募要領を閲覧でき、また申請書をダウンロードできるようになっており、インターネットならではの利便性が発揮されています。



協議会会報：平成17年3月の創刊号から、本会報のバックナンバーを通覧できるページです。臨床心理士の養成教育をめぐるこれまでの歩みをうかがい知ることができるでしょう。どうぞご覧ください。

大学院に対するメッセージ：現在“ただ今作成中”となっています。ここには今後、指定校のカリキュラムのスタンダードを掲載したり、パスワードを設定して会員校だけが閲覧できるような情報（たとえば、本協議会理事会議事録など）を掲載するなどを企画中です。

本協議会情報公開：本協議会の社会的責任を明示するべく、「本協議会会則」「役員一覧」「歴代役員」が掲載されています。

＊

以上のように、このホームページは、①臨床心理士やその養成教育にあずかる指定大学院に関心を持つ方への情報提供、②会員校の相互理解と情報共有、といった大きく2つの意義を持っている

と思います。さらに今後は、会員校の声を本協議会に寄せていただくためのページも加えると良いかもしれません。いずれにしろ、ホームページの特質を生かして、柔軟に対応していけることでしよう。

私たちの臨床の仕事は、目の前の生身の対象と出会い、対象を理解して関与していくものであるゆえ、その教育もただの情報提供や思弁をふるうことにとどまって良いものではありません。こうした臨床教育の充実に日々奮闘している者同士が、同じ課題を共有したりお互いの個性ある教育実践を理解しあったりするために、このツールの持つ便宜性を大いに活用しながら、社会に向けての責任を果たしていければ良いと思っています。ホームページに対する忌憚のないご意見やご要望をお寄せいただければ幸いです。

記：篠竹利和 日本臨床心理士養成大学院協議会会報編集委員（日本大学大学院）

第9回大会年次総会

すでにご案内させていただいておりますとおり、第9回大会年次総会が以下の要領で開催されます。

日時：平成21年9月11日（金）午後1時～午後8時

場所：ホテルメトロポリタンエドモント（東京都千代田区飯田橋3-10-8）

第1部 年次総会〔2階 悠久〕 総合司会：乾 吉佑（協議会 理事）

13：00 開会挨拶 石川 啓（協議会 会長）

13：10 祝 辞 文部科学省より（予定）

13：20 事業報告 皆藤 章（協議会 理事）

13：50 休 憩

14：00 シンポジウム『養成大学院における臨床心理実習の質的保証に向けて』

分科会A〔2階 波光〕

「インテーク面接の持ち方」

話題提供者 高橋靖恵（京都大学大学院）、佐藤忠司（新潟青陵大学大学院）

コーディネーター 川原稔久（協議会 理事）

分科会B〔2階 薫風〕

「スーパーヴィジョンのあり方」

話題提供者 米倉五郎（愛知淑徳大学大学院）、高石浩一（京都文教大学大学院）

コーディネーター 江口昇勇（協議会 理事）

分科会C〔3階 春琴〕

「学外臨床研修機関の活用と連携」

話題提供者 弘中正美（明治大学大学院）、大堀彰子（帝塚山学院大学大学院）

コーディネーター 橋 玲子（協議会 理事）

17：00 シンポジウム総括〔2階 悠久〕 司会：川原稔久、江口昇勇、橋 玲子

17：50 総会終了

第2部 記念レセプション〔2階 万里〕 総合司会：皆藤 章（協議会 理事）

18：00 開会挨拶 大塚義孝（協議会 理事）

祝 辞

20：00 終 宴

日本臨床心理士養成大学院協議会会員校（増補）

2009年度より、福島学院大学大学院が新たに入会されました。これにより、会報9号までにご紹介した158会員校と併せて、現在159校により本協議会は運営されています。

編集後記

臨床心理士養成大学院が誕生して、13年目を迎えました。159加盟大学院は、それぞれの苦労を経て大学院を立ち上げ、ここに至るまで関係者の言い尽くせない努力によって、その教育を軌道に乗せてきたことが、これまでの協議会総会でも数多く語られてきました。

本協議会も各大学院が直面する現実を広い視野からとらえて、質の高い臨床教育が確保できるよう、より充実した支援の方策を考えてまいりました。このたびの研究助成事業やホームページ開設等も、その具体的な支援の一環として創設された意義もあります。

大学院同士が連携して、より効果的な臨床教育ができることも期待されています。本協議会のこれら事業へのご協力と、広く関係各位への周知をどうぞよろしくお願いいたします。（岡本淳子）

日本臨床心理士養成大学院協議会報

第6巻 第1号（第10号 Vol.6 No.1）

2009年（平成21年）9月30日発行

発行 日本臨床心理士養成大学院協議会

編集委員：皆藤 章・岡本淳子・篠竹利和・渡邊 勉

〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-14 山崎ビル7階

（財）日本臨床心理士資格認定協会内

TEL:03-3817-0020/FAX:03-3817-5858

製作：（株）誠信書房